

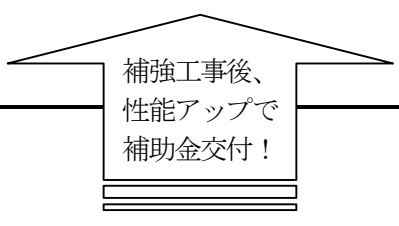
耐震Q&A

Q 耐震診断の結果はどのように見たらいいのですか？

A 木造住宅の耐震診断は、国土交通省監修の『木造住宅の耐震診断と補強方法』（平成16年改訂）に基づいて行われます。

「上部構造評点」とは、建物に加わる地震の力を「1」としたときに、実際にその建物が耐えられる力を数字であらわしたものです。

本市では**上部構造評点が1.0未満から1.0以上(一応倒壊しないレベル)にまで向上させた場合を補助対象にしています。**

上部構造評点	判 定	
1.5以上	倒壊しない	
1.0以上 1.5未満	一応倒壊しない	
0.7以上 1.0未満	倒壊する可能性がある	
0.7未満	倒壊する可能性が高い	

Q 建築した年代によっては耐震診断や補強工事の補助が受けられないとききましたか？

A 昭和56(1981)年6月に建築基準法が改正され耐震基準が強化されました。

阪神・淡路大震災では現在の耐震設計法で設計され建築された建物でもバランスの悪いものや接合部の弱いものに被害が出ました。しかし、ほとんどが補修または小規模の改修工事で再使用が可能になる程度の損傷だったことから、本市では倒壊による人的被害が大きかった**昭和56年5月以前の基準で建てられた木造住宅、分譲マンションを補助対象としています。**

Q 過去に行った改修工事に対して補助金は交付されるのですか？

A **交付されません。**事前に必ず、交付申請の手続きが必要です。

また、改修工事の補助金を受けるには、あらかじめ市の補助を受けて耐震診断、補強設計を行う必要があります。

Q 補強工事にはどのくらいの費用がかかりますか？

A 住宅の規模や老朽化の度合いによって様々ですが、100万～200万円くらいかかるのが普通です。それだけを見るとかなりの出費ですが、倒壊によって命を落したり、家を失くして不自由な避難所生活をおくことを考えると、けして高くはないのではないのでしょうか？

Q リフォーム詐欺が横行しているようですが大丈夫でしょうか？

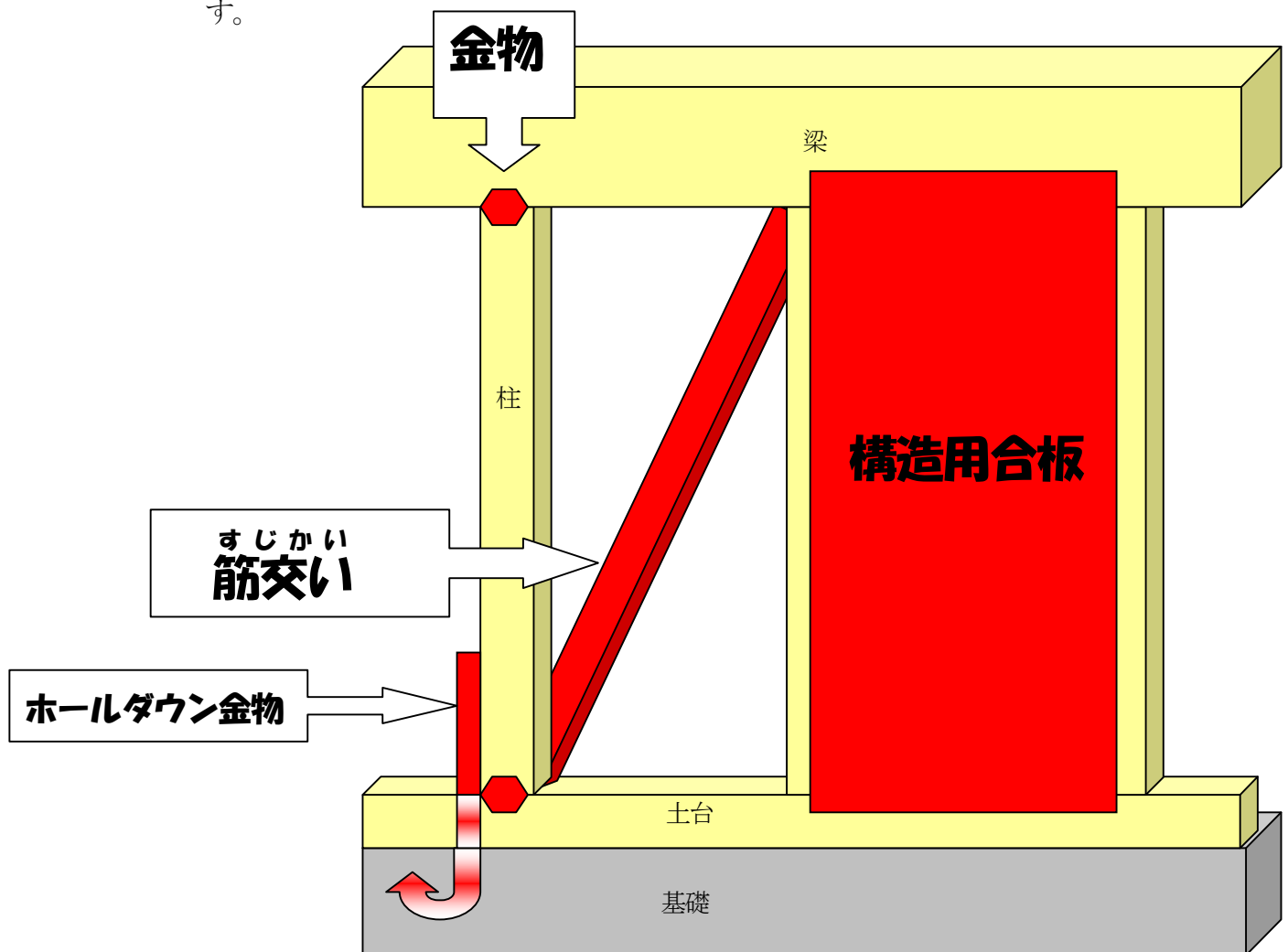
A 市の補助を受けて施工する場合には、あらかじめ補強設計や工事監理を市に登録した耐震診断士に依頼していただき、建設業の許可を受けた業者に施工していただきますので安心できます。

Q 補強工事はどのように行うのですか

A 一般的には、「筋交い」と呼ばれる斜め材を入れたり、「構造用合板」を張った壁をバランスよく増やしたり、柱が抜けないように「金物」で固定します。

瓦吹きの高い屋根を、軽いものに取り替えることも有効です。

壁や天井をはがすので、リフォーム工事と一緒にを行うと無駄が少なく施工できます。



※このほか疑問がありましたら、無料耐震相談会で根掘り葉掘り聞いてみましょう。